

袋井市特産品開発事業費補助金 をご利用ください！



袋井市の新たな特産品を開発される方に、
試作や商品PRに係る費用の一部を補助します！

商品の試作や材料購入などを開始する前に、必ずご相談ください！

特産品とは？

袋井市の魅力を発信できる物であって、次の①又は②に該当するものをいいます。

①市内で生産され、又は市の産品を使って加工され、若しくは製造された農林水産加工品、工芸品等

②観光イベントと関連する商品等

観光イベント・・・遠州三山風鈴まつり、遠州三山紅葉まつり、可睡齋ひなまつり、

ふくろい夜宵プロジェクト など

補助金の対象経費

補助金の対象経費には、次のような経費があります。

(1) 特産品の由来の調査、開発研究、市場調査及び開発計画の策定に要する経費

(2) 原材料及び副材料の購入に要する経費のほか、特産品の試作に要する経費

(3) 試食会及び各種イベントへの参加に要する経費

(4) 特産品のデザイン設計及び商標に要する経費

(5) 特産品の販売に係る免許等の取得に要する経費

(6) 特産品のPRに要する経費

補助率・補助限度額

補助対象経費の2分の1を補助します。ただし、補助限度額を上限とします。

補助率及び補助限度額は、以下のとおりです。

《補助率》 1団体ごとに補助対象経費の2分の1以内

(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

《補助限度額》 1品目につき1団体当たり250,000円を限度とし、

補助金の交付の対象となる期間は、3年度を限度とする。

〈計算例〉

ア 総事業費200万円で商品開発する場合

総事業費 200万円×1/2=100万円 > 補助限度額 25万円 → 補助金額:25万円

イ 総事業費 30万円で商品開発する場合

総事業費 30万円×1/2= 15万円 < 補助限度額 25万円 → 補助金額:15万円

問い合わせ先 袋井市 スポーツ文化観光部 文化観光交流課 観光振興係

住 所:袋井市高尾1211-1 電話番号:0538-44-3156

E-mail:kankou@city.fukuroi.shizuoka.jp